

その他

報告

令和5年10月1日改正道路運送法施行による
一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の協議について

<改正内容>

別紙のとおり

<対応①>

改正道路運送法第9条第4項に規定する協議会として、常総市公共交通活性化協議会規約第10条の規定に基づき「運賃協議分科会（仮称）」を設置します。

常総市公共交通活性化協議会規約（一部抜粋）

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本市の公共交通政策の推進に関すること
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態、運賃、及び料金等に関すること
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

（分科会）

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会メンバー）

- ①市
- ②協議運賃制度により届出を予定している一般乗合旅客自動車運送事業者
- ③地方運輸局長
- ④市長が住民の意見を代表する者として指名する者

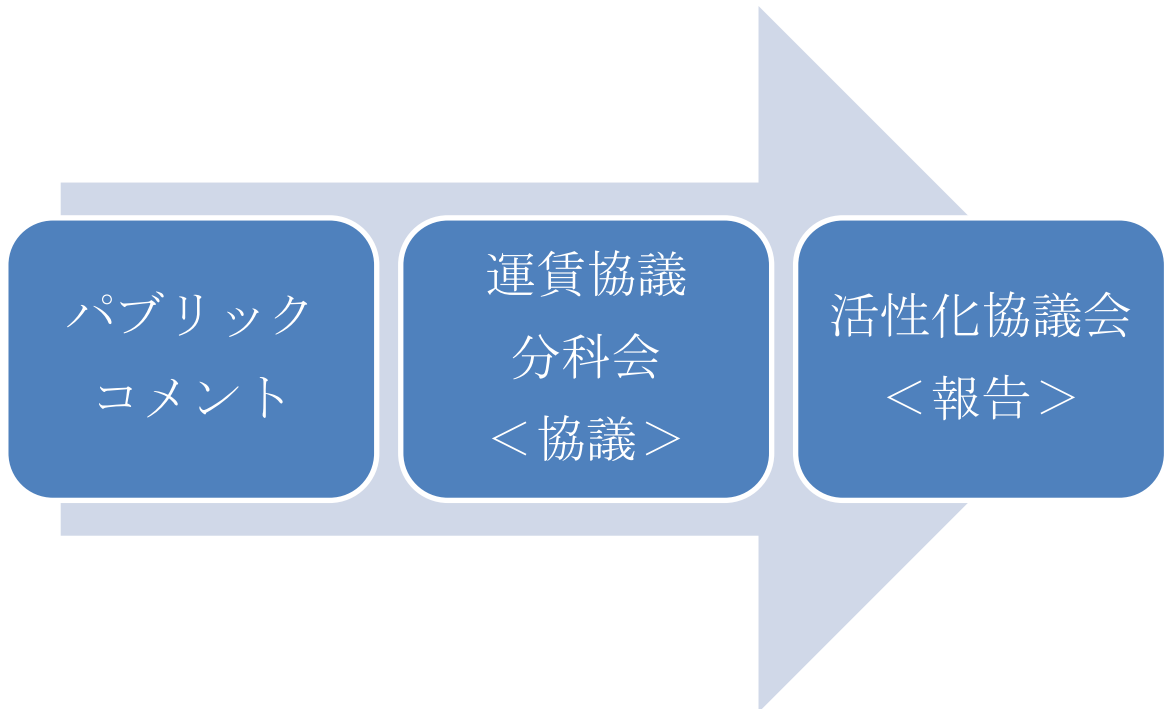
<対応②>

改正道路運送法第9条第5項に規定する住民，利用者その他利害関係者の意見を反映させるための必要な措置として，議案1号にてお諮りした「常総市コミュニティバス運行計画書（素案）」の中に運賃設定について記載し，パブリックコメントを実施します。

実施期間：11月中旬から12月中旬

<対応③>

前記のパブリックコメントの結果を踏まえ，運賃協議分科会（仮称）において協議を実施し，協議結果を当活性化協議会へご報告いたします。



一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、**運賃等について**関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の**協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。**

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、**あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。**

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。**

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者